

令和2年度

第10回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和3年1月7日(木)午前10時00分
場所 豊後高田市役所高田庁舎
本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 13名 欠席委員 0名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野孝也	○	12	市成信正	○
3	河野利治	○	8	野間保廣	○	13	和泉陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗一則	○			
5	中野正年	○	10	内田勝夫	○			

農地利用最適化推進委員

0名 (新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴い出席自粛措置)

事務局職員

3名 事務局長 佐々木 真治 事務局次長 應利 晋矢
総括主幹 伊藤 康輔

会議に付した事件

- 議案第64号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(農委処分)
- 議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第66号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第67号 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
- 議案第68号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)について
- 議案第69号 非農地証明願について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局長

皆さん、おはようございます。

改めまして、新年あけましておめでとうございます。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

開会の前ではございますけれども、皆さまご承知のとおり、昨日市内にて新型コロナウイルスの陽性者が2件発生しております。これを受けまして、本日は感染拡大防止の措置といたしまして推進委員の出席を見合わせ、規模を縮小して開催させていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、第10回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。

農業委員総数13名中、本日の出席委員13名で全員の出席を頂いております。

従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願いします。

議長

(会長あいさつ)

それではただいまから、令和2年度第10回豊後高田市農業委員会総会を開会します。

開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。

慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。

よって議事録署名委員に、9番：宗一則委員及び10番：内田勝夫委員にお願いします。

なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。

それでは議事に入ります。

最初に、議案第64号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第64号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。議案書1ページからになります。

申請番号57番、所在が[]字[]番で、地目は畑、面積が79㎡、渡人が[]の[]さん、受人が[]の[]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与する

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 65 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 65 号、農地法第 4 条の規定による農地転用について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 5 ページをご覧ください。

申請番号 7 番、申請地は、■■■■ 字 ■■■■ 番 ■、地目が田、面積が 306 m^2 の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 2 種農地に該当します。転用目的は駐車場用地であります。

申請地は、■■■■ の ■■■■ から ■■■■ に入り、■ に約 ■■■■ m 進んだ場所に位置し、周囲は北を ■■■■、東を ■■■■、西と南を ■■■■ に接しています。地図もお手元にお渡ししているかと思っておりますので、併せてご覧ください。

利用計画についてですが、申請者である ■■■■ が所有する隣接地の事務所の駐車場用地として整備する計画であります。整地し砂利を敷く予定で、境界から十分法面を確保し盛土するため、土砂の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。また、建築物ではないため、日照及び通風に影響を及ぼす恐れはなく、雨水については自然浸透により処理する計画です。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用については、申請する ■■■■ に所属する構成員が整地するため費用は掛からないとのことです。

工事期間は許可後から令和 3 年 1 月 15 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第 2 の 1 の (1) のオの (イ) の b で、「住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

12 月 22 日に地元の農地利用最適化推進委員の岩坂信也委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。また、農業委員の川野元委員も事務局と現地確認を行っていただいています。

申請番号 8 番、申請地は、■■■■ 字 ■■■■ 番 ■ 外 ■ 筆で、地目が田、合計面積が 2,509 m^2 の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第 2 種農地に該当します。転用目的は、畑に農地造成するための一時転用です。

■■■■ から ■■■■ に入り約 ■■■■ m の場所にあり、北に ■■■■、東を ■■■■ と ■■■■、南を ■■■■、西を ■■■■ に接しています。

利用計画についてですが、申請地は湿田であり、耕作が困難であるため市道とほぼ同じレベルまで約 ■ cm盛土し、畑に造成する計画です。

令和2年11月頃、申請地の畑地化工事に着手しており、本件は追認案件で申請者の始末書が添付されています。

造成については、境界から十分距離をとり盛土するため、土砂が流出する恐れはないものと考えられます。

また、建築物はないため、日照及び通風に影響を及ぼす恐れはなく、雨水については自然浸透により処理する計画です。

また、農地法以外としては、別途、市の環境課に豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第3条第3項の規定に基づく届け出書を提出しており、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

転用に要する費用としては、造成費 ■■■■■ 円を見込んでおり、それに見合う金融機関の通帳の写しが添付されています。

工事期間は、許可日から令和3年4月30日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のイの(イ)のb「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの。」に該当します。

12月24日に地元の農地利用最適化推進委員の筒井正之委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。また、農業委員の河野利治委員も事務局と現地確認を行っていただいています。

申請番号9番、申請地は、■字■■■番■、地目は田で、面積が600㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。転用目的は一般住宅用地です。

■■■と■■■■■■■■■■が交差する場所に位置し、北を■■■■■■■■■■、南を■■■■■■■■■■、東を■■■■■■■■■■、西を■■■■■■■■■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は現居住地が公共事業に伴う立ち退き対象となったため、申請地に建築面積■■■■■㎡の■■■■■■■■■■建て一般住宅建築を予定するものです。

県道と同じ高さまで約■■■■m盛土し整地する計画で、周囲にL型擁壁を施工するため土砂の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。

また、西側の田は申請者が所有しており、隣接農地への影響はないものと考えられます。

生活雑排水は南側の公共下水道に接続し処理し、住宅に係る雨水は北側に整備予定の側溝に排水する計画で、用水路の維持管理を行っている豊後高田市浦田土地改良区から排水について特に問題ない旨、意見書が添付されています。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外としては、別途、市の環境課に豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第3条第3項の規定に基づく届け出書を提出しており、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、建築及び工事費で [REDACTED] 円を見込んでおり、それを満たす金融機関の預金残高証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和4年3月31日までを予定しており、転用行為は確実にされると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)で、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

12月22日に地元の農地利用最適化推進委員の芹川豊彦委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。また、農業委員の内田委員も事務局と現地確認を行っていただいています。

以上、ご提案いたします。

議長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことであり、また、現地を確認していただきました地元の農地利用最適化推進委員の意見も、先ほど事務局から報告のありましたとおり、問題ないとの事でありました。

同じく現地確認をしていただきました農業委員からも意見があればいただきたいと思えます。

最初に、申請番号7番につきまして、4番：川野元委員からお願いします。

4番：
川野元委員

はい。事務局の説明のとおりで、問題ありません。

議長

ありがとうございました。

次に、申請番号8番につきまして、3番：河野利治委員からお願いします。

3番：
河野委員

先程事務局からありましたように、現況のままではなかなか使いづらいたろうとのことで、畑として一時転用することにより有効利用ができると思えますので、申請理由そのまま問題ないと思えます。

議長

ありがとうございました。

次に、申請番号9番につきまして、10番：内田委員からお願いします。

10番：
内田委員

はい。当該地は [REDACTED] のほ場整備計画が今あがっておりますけれども、当該の田んぼはほ場整備の対象外となっており、また地図でご覧のように三方を道路、堤防に囲まれておりまして、周辺の土地に対する影響はないものと思えます。以上です。

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第 66 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第 66 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 7 ページからです。</p> <p>申請番号 22 番、申請地は、■■■■字■■■■番、地目が田で、面積が 889 m²、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分としては第 2 種農地に該当します。転用目的は駐車場用地です。</p> <p>■■■■から■■■■に入り約 ■■■■m の場所にあり、北を■■■■、南と西に■■■■と■■■■、東を■■■■に接しています。</p> <p>譲受者は■■■■で、今回、■■■■から土地の贈与を受け、■■■■用駐車場を整備する計画です。</p> <p>現在新設中の道路に合わせ約 ■■■■cm 盛土し砕石を敷き転圧する計画で、境界からは十分距離をとり施工するため、隣接農地への影響はないものと考えられます。</p> <p>雨水排水については自然浸透とする計画です。</p> <p>申請者は現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。</p> <p>農地法以外としては、別途、市の環境課に豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第 3 条第 3 項の規定に基づく届け出書を提出しており、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。</p> <p>転用に要する費用は造成費 ■■■■■円であり、すべて自己資金で賄う計画で、事業費に見合う金額が記載された金融機関の通帳の写しが添付されています。</p> <p>工事期間は、許可日から令和 3 年 3 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。</p> <p>許可基準は、運用通知の第 2 の 1 の (1) のカの (イ) で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達</p>

成することができない場合」に該当します。

12月23日に地元の農地利用最適化推進委員の早田彰臣委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。

また、農業委員の神田委員も事務局と現地確認を行っていただいています。申請番号23番、申請地は、■■■■字■■■■番■■外■■筆で、地目は畑、合計面積が341㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地であります。転用目的は駐車場用地であります。

申請地は、■■■■から■■■■に入る場所に位置し、北側を■■■■、東側は■■■■と■■■■、西側は■■■■と■■■■、南側は■■■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は自宅が手狭なため今回、申請地を譲り受け、駐車場用地として整備する計画であります。

盛土等を行わず、現状のまま整地し碎石を敷くため、土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。

また、建物ではないため日照及び通風に影響を及ぼす恐れはなく、雨水については自然浸透とする予定です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、造成工事費■■■■円を見込んでおり、それを満たす金融機関の通帳の写しが添付されています。

工事期間は許可後から令和3年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のカの(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

12月23日に地元の農地利用最適化推進委員の板井伸博委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。

また、農業委員の友延委員も事務局と現地確認を行っていただいています。

申請番号24番、申請地は■■■■字■■■■番■■■■で、地目は畑、面積が400㎡の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。都市計画の用途区分は第1種低層住居専用地域に該当します。転用目的は一般住宅用地です。

■■■■から■■■■に約■■■■mの場所に位置し、東側が■■■■、北側と西側を■■■■、南側を■■■■に接しています。

転用者は■■■■の■■■■で、今回、土地を取得し建築面積■■■■㎡の■■■■建て住宅を建築する計画です。

現状のまま整地しますので、土砂の流出等の恐れはないものと考えられます。また、境界から十分距離を取り建築するため、隣接農地への影響はないものと考えられます。

申請者は現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、

その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は土地取得費、建築費、造成費で [] 円を見込んでおり、すべて借入金で賄う計画で、金融機関が発行した事業費を超える金額の融資予定証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和3年5月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

12月22日に地元の農地利用最適化推進委員の永野次郎委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。

また、農業委員の中野委員も事務局と現地確認を行っていただいています。

申請番号25番、申請地は、[] 字 [] 番 []、地目が田で、面積が482㎡、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分としては第2種農地に該当します。転用目的は駐車場用地です。

[] から [] に入り約 [] mの場所にあり、北側を []、南側と西側に []、東側を [] に接しています。

譲受者は豊後高田市で、土地を取得し周辺の観光施設用駐車場を整備する計画です。

現在新設中の道路に合わせ土地を掘削し整地した後、砕石を敷く計画で、境界には擁壁を施工するため隣接農地への影響はないものと考えられます。

雨水排水については新設する道路の側溝に排水する計画です。

申請者は現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は土地取得費と造成費 [] 円を予定しており、事業費に見合う金額が記載された令和2年度豊後高田市一般会計予算書の原本証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和4年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のカの(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

12月23日に地元の農地利用最適化推進委員の早田彰臣委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。

また、農業委員の神田委員も事務局と現地確認を行っていただいています。

申請番号26番、申請地は、[] 字 [] 番 [] 外 [] 筆で、地目は田、合計面積が996㎡の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。都市計画の用途区分は準工業地域の特別用途地区に該当しません。転用目的は駐車場用地です。

からからに入る場所に位置し、東側を、南側をと、北側を、西側をに接しています。

利用計画についてですが、譲受人は不動産業等を営むで、申請地に隣接するテナントの駐車場整備を予定しています。

約m盛土し、碎石を敷き整地する計画で、境界から十分距離をとり施工するため、土砂の流出や崩壊の恐れはなく隣接農地への影響はないものと考えられます。雨水は東側の側溝に排水する計画です。

申請者は現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外としては、別途、市の環境課に豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第3条第3項の規定に基づく届け出書を提出しており、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費、建築工事費で円を見込んでおり、それを満たす金融機関の通帳の写しが添付されています。

工事期間は許可後から令和3年12月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

12月24日に地元の農地利用最適化推進委員の筒井正之委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。

また、農業委員の河野利治委員も事務局と現地確認を行っていただいています。

申請番号27番、申請地は、字番外筆で、地目は畑、合計面積が581㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。転用目的は一般住宅用地です。

申請地は、からに入り約mの場所に位置し、北に、周囲をに接しています。

利用計画についてですが、譲受人はので、義理の父から申請地の贈与を受け、建築面積㎡の建て住宅を建築する計画です。

盛土等を行わず、現状のまま、整地を行うため土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。

境界から距離をとって建築するので、日照・通風には影響はないと考えられます。

雨水排水につきましては、自然浸透と合わせ、住宅分は集水し北側の側溝に放水し、生活雑排水につきましては、合併処理浄化槽で処理した後、北側の側溝に放流する計画で、周囲の営農への影響はないものと判断されます。

申請者は、現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。

また、農業委員の河野利治委員も事務局と現地確認を行っています。

申請番号 29 番、申請地は、■■■■字■■■■番■■で、地目は田、面積が 532 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。都市計画の用途区分は第 2 種中高層住居専用地域に該当します。転用目的は一般住宅用地です。

■■■■の■■■■から■■■■に入り約■■mの場所に位置し、北と東が■■、西と南を■■に接しています。

転用者は■■の■■で、今回、土地を取得し建築面積■■m²の■■■■建て住宅を建築する計画です。

道路と同じレベルまで約■■cm盛土し整地する計画で、隣地との境界に側溝を設置しますので、土砂の流出等の恐れはないものと考えられます。

雨水は市道横の側溝に、生活雑排水は公共下水道に接続し排水する計画です。

申請者は現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、別途、市の環境課に豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第 3 条第 3 項の規定に基づく届け出書を提出しており、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は土地取得費、建築費、造成費で■■■■円を見込んでおり、すべて借入金で賄う計画で、金融機関が発行した事業費を超える金額の融資予定証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和 3 年 9 月 30 日までを予定しており、転用行為は確実に進むと判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第 2 の 1 の (1) のエの (イ) 「第 3 種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

12 月 22 日に地元の農地利用最適化推進委員の永野次郎委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。

また、農業委員の中野委員も事務局と現地確認を行っていただいています。以上です。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことであり、また、現地を確認していただきました地元の農地利用最適化推進委員の意見も、先ほど事務局から報告のありましたとおり、問題ないとの事でありました。

同じく現地確認をしていただきました農業委員からも意見があればいただきたいと思います。

最初に、申請番号 22 番及び申請番号 25 番につきまして、6 番：神田委員からお願いします。

6 番： はい。事務局の説明のとおり問題はありませんでした。■■■■に行く新設道

神田委員	路が現在ある道路と並行して出来るんですが、 の裏側に出来るので、それに面してということになります。以上です。
議 長	ありがとうございます。
	次に、申請番号 23 番につきまして、2 番：友延委員からお願いします。
2 番： 友延委員	事務局のおっしゃるとおりで生産性の低い場所でしたので、なんら問題はないと思います。
議 長	ありがとうございます。
	次に、申請番号 24 番及び申請番号 29 番につきまして、5 番：中野委員からお願いします。
5 番： 中野委員	事務局のとおりでありまして、この農地は住宅の中に囲まれておりますので問題はないと思います。以上です。
議 長	ありがとうございます。
	次に、申請番号 26 番から申請番号 28 番までにつきまして、3 番：河野利治委員からお願いします。
3 番： 河野委員	はい、先程事務局から説明のあったとおりで問題ないと思います。駐車場、一般住宅、太陽光発電と色々なパターンですけれども、特に問題はありません。
議 長	ありがとうございます。
	地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。
	はい。3 番：河野委員。
3 番： 河野委員	質問というか、少しお聞きしたいんですけども、申請番号 22 番と 25 番は同じ観光施設の駐車場だと思うのですが、これは工事と関連性をもって、別々ではなく一体として行っていくと考えていいんですね。一方は からの贈与、もう一方は市が買って、というような感覚で捉えてよいのかお聞きしたいんですけども。
事務局	はい。お答えいたします。まず申請番号 22 番の案件ですが、これは
	 専用の駐車場ということになっております。お見えになる 用の駐車場というような位置づけで、 が整備をする性質のものです。
	現地につきましては、神田委員から先程お話のあったように現在新設している道路に関連して作られる駐車場ですが、申請番号 22 番の方が 25 番よりも手前に位置しており、場所が m 程度離れているような状況になっております。

議 長	<p>申請番号 25 番につきましては、市が整備をするということになっており、これはその奥にもう一つ観光施設があるんですけれども、そこに隣接する駐車場で、これは周辺の観光施設、どのお客様も利用できる公共の駐車場という位置づけで、場所が離れておりますので必要なものと思われます。以上です。</p>
議 長	<p>その他ございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
事務局	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第 67 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。議案書の 41 ページです。</p> <p>議案第 67 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。</p> <p>それでは、集積表が 41 ページにありますのでご覧ください。表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 166,562 m²、畑の面積が 139,044 m²の合計面積が 305,606 m²で、利用権を設定する農家数 77 戸、利用権の設定等を受ける農家数 48 戸で、利用権等の種類別面積のうち貸借に係る面積 264,470 m²、使用貸借に係る面積 41,136 m²です。</p> <p>詳細につきましては 議案書 11 ページから記載していますのでご覧ください。以上、ご提案いたします。</p>
議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 68 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。</p>

事務局

議案第 68 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。

お手元に配布してあります別紙 A 3 用紙の貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の 37 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。

最初に別紙の農用地貸付調書の 1 ページをご覧ください。

借受者、 さんに 2 件の合計面積が 1,015 m²の貸し付けが示されています。

2 ページで、借受者、 さんに 1 件の面積 1,716 m²の貸し付けが示されています。以上、ご提案いたします。

議 長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第 69 号、非農地証明願についての審議を行います。

事務局から提案します。

事務局

議案第 69 号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めます。議案書の 43 ページからをご覧ください。

申請番号 20 番、所在が 字 番、地目は畑で、面積が 604 m²、申請人は、 の さんです。

申請の内容は、昭和 55 年頃、周囲から竹が侵入し始め、竹林化してしまったということです。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいとのことです。

現在、申請のとおり山林化しており、非農地として認められると考えます。

12 月 22 日に地元の農地利用最適化推進委員の岩坂信也委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。

また、農業委員の川野元委員も事務局と現地確認を行っていただいています。

申請番号 21 番、所在が 字 番外 筆、地目は畑で、合計面積

1,570 m²、申請人は、亡くなった所有者である■■■■さんの相続人代表の■■■■の■■■■さんです。

申請の内容は、昭和60年頃から耕作できなくなり山林化してしまったということです。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいとのことです。

現在、申請のとおり山林化しており、非農地として認められると考えます。

12月22日に地元の農地利用最適化推進委員の河野秀行委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。

申請番号22番、所在が■■■■字■■■■番外■■■■筆、地目は畑で、合計面積2,489 m²、申請人は、■■■■の■■■■さんです。

申請の内容は、前所有者である父が相続した昭和20年頃から耕作されておらず、荒廃農地となってしまったということです。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいとのことです。

現在、申請のとおり山林及び原野化しており、非農地として認められると考えます。

12月22日に地元の農地利用最適化推進委員の尾上慎一委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。

また、農業委員の川野元委員も事務局と現地確認を行っていただいています。以上、ご提案いたします。

議長

事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことであり、また、現地を確認していただきました地元の農地利用最適化推進委員の意見も、先ほど事務局から報告のありましたとおり、問題ないとの事でありました。

申請番号20番及び申請番号22番につきまして、同じく現地確認をしていただきました4番：川野元委員から意見があればお願いします。

4番：
川野元委員

はい。両方とも問題ありません。

議長

ありがとうございました。

地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決ましまし

た。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（１）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局から報告します。

事務局

報告事項（１）農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。44 ページになります。

届出番号 21 番、所在が■■■字■■■■番外■■■筆、地目が田で、合計面積が 20,410 m²で、貸人が大分県農業農村振興公社で、借人が■■■の■■■さんです。解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。

なお本件の田については、1 月から■■■■が耕作します。

届出番号 22 番、所在が■■■字■■■■番外■■■筆、地目が畑で、合計面積が 873 m²で、貸人が■■■の■■■さんで、借人が■■■の■■■さんです。解約事由については貸し人の都合で合意解約するものです。以上、ご報告します。

議長

この件について、ご意見、ご質問等はありませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、次に、報告事項（２）農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。

事務局

報告事項（２）農地法第 6 条第 1 項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。46 ページになります。

報告のありました農地所有適格法人は、農事組合法人■■■■であります。

内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。以上であります。

議長

この件について、ご意見、ご質問等はありませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。

これをもちまして、令和 2 年度豊後高田市農業委員会第 10 回総会を閉会します。お疲れ様でした。

午前 10 時 59 分
令和 3 年 1 月 7 日